

令和3年度 山北地区区長連絡協議会要望事項回答

1 管理不全な空き家の対策について

年々増加傾向にある管理不全な空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「村上市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、市が空き家等の所有者（管理者）に文書や面会などにより、適正管理を依頼・対処していただいているところですが、未だ適正な管理がされていない空き家が見受けられ、強風による瓦や外壁などの飛散や、積雪による建物の倒壊などの危険があり、また、敷地内の雑草による周囲への悪影響もあることから、所有者（管理者）に対して引き続き、適正管理の指導等をお願いします。

【回答】

管理不全な空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法などに基づき所有者等に適正な管理をしていただくよう助言・指導を行っております。所有者等の相談内容に応じ、空き家・空き地の利活用や処分につながるよう所在地域に精通している宅建協会や建設協会に売却や賃貸及び解体等を相談し、敷地内の除草や清掃などはシルバー人材センターを紹介しています。また、高額な費用がかかり今すぐ解体等が難しい場合は被害が拡大することのないような処置を促し、地元の業者を紹介しています。山北地域では現在まで47件の情報提供があり改善対応済みが24件、うち11件が解体済みですが、改善対応をしていただけるまで、地元地域の方々と連携しながら粘り強く指導してまいります。

市では、今後の深刻な事態に備え、空き家対策の支援拡充について、これまで全国市長会を通じて国に働きかけを行っております。その結果、国においても令和元年から除却に対する補助制度が拡充され、国の補助制度活用の前提条件となる措置法に基づく法定協議会を令和4年度に設置し、年次計画的に危険な空き家の除却に取り組んでまいります。

（問合せ先：地域振興課 市民生活室）

2 有害鳥獣対策について

有害鳥獣対策について、市では電気柵の設置の推進、頭数削減のための捕獲駆除を両輪として、狩猟免許（わな・獵銃）取得費用の支援等を行い、イノシシの捕獲駆除については、くくり罠を増設・強化して取り組んでいただいているところですが、未だ頭数削減に至っているとは感じられない状況であり、特にイノシシやサルの被害は拡大していることから、檻の増強や補助制度の拡充など、引き続き、頭数削減の対策をお願いします。

【回答】

ニホンザルとイノシシの頭数削減対策については、捕獲駆除を重点的に取り組んでいるところです。今年度の山北地域内における捕獲駆除数は11月末で、ニホンザル21頭、イノシシ22頭で昨年度の同時期（R2.11月末：ニホンザル68頭、イノシシ10頭）と比較した場合、ニホンザルについては駆除対象個体が減少していると推定され、対策継続の効果が徐々に発揮されつつあると判断しておりますが、イノシシについては個体数の増加に合わせて捕獲駆除数も増加しておりますので、市が保有する檻の増設についても計画的に進めてまいります。なお、ニホンザルとイノシシの頭数削減対策については、現在行っている取組みを地元獣友会と一層協力しながら、今後も継続して行うことが現時点では最も効果的と考えております。

また、ニホンザルとイノシシは捕獲すること自体が困難な習性であることを踏まえ、捕獲率向上のため有害鳥獣被害防止集落環境診断事業によりモデル地区を選定し、地元住民と獣友会会員、有識者等との情報交換を行い被害対策知識の醸成に努めています。加えて、先進的な捕獲機器類の導入など、有効な方策も調査研究し積極的に取り入れ、対策を強化してまいります。

さらに、令和3年度から有害鳥獣対策を活動の主体とした、地域おこし協力隊員を越沢集落に着任させ、現在は地域住民や獣友会と連携した周辺地域の駆除活動を行っています。今後は地域住民が主体となって活動できるよう指導支援を行うとともに、他地域においても捕獲技術の普及啓発等が展開されるよう計画しているところです。

なお、有害鳥獣対策は個々が独自に取り組むより、農家組合等が中心となり地域が一体となって取り組むことが効率的で効果的と考えます。檻購入の補助制度の拡充については、個人を対象とする制度の導入は現在のところ予定しておりませんが、団体を対象とする補助制度として村上市有害鳥獣被害防止対策協議会による鳥獣被害防止施設設置補助金が活用できます。さらに、多面的機能発揮促進事業のうち中山間地域等直接支払いに取り組んでいる受益者の皆さんにおかれましては、同事業を活用した檻の整備も可能ですのでご検討をお願いします。

（問合せ先：産業建設課 産業観光室）